

## 施政方針と議案説明

### (施政方針)

令和4年五條市議会第1回3月定例会の開会にあたり、令和4年度の市政運営の基本方針と主な施策をお示しし、議員及び市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、今年に入り新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株といわれる非常に伝播性の高い変異株により感染が急速に拡大しました。

本市におきましても、今年1月の1か月あたりの感染者数が、昨年1年間の感染者数を上回り、保育所、小学校で臨時休所や臨時休業の措置を講ずる事態となりました。

本市では、感染防止対策として新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種について、1月5日から順次受付を開始し、1月22日からは接種を始めており、2月17日時点で3,881人の方の接種を終えております。

また、接種を希望する5歳から11歳の児童についても、3月5日から南奈良総合医療センターにおいて接種を実施してまいります。

さらに、株式会社木下グループと連携し、2月19日から当面の間、上野公園内シダーアリーナ横にある防災力強化棟2階多目的ホールにPCR検査センターを開設し、五條市民だけでなく県南部地域のワクチン検査パッケージ制度等の対象者に無料で検査を受けていただいております。

また、新年度には市立図書館に電子図書を整備するほか、市税等のセルフ納付機の導入や地番図等の電子化など接触機会を減らす取組を進め、感染防止対策を進めてまいります。

このほか、コミュニティバスの無償化や高齢者等の買物弱者に対するタクシー利用料金等の助成を今年度も引き続き実施するなど、関係機関と連携し、市民の安心・安全のため新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に努めてまいりますので、市

民の皆様にもマスクの着用、手指消毒の励行、三密を避ける行動などご協力を賜りたいと存じます。

さて、令和4年度一般会計当初予算額は、新庁舎建設事業や認定こども園整備事業など大規模事業の完了に伴い、前年度に比べ41億4千万円少ない181億7千万円となっております。

奈良県から財政重症警報が発令されるなど大変厳しい財政状況にある中、極力新たな投資的事業は抑制し、限られた財源で本市の最上位計画「五條市ビジョン」に定める目指すべき将来像を実現するため、創意工夫を凝らしたものとしております。

それでは、令和4年度の主な施策につきまして、五條市ビジョンに沿ってご説明申し上げます。

始めに、「第1条 子どもを育てたいまちをつくる」施策について申し上げます。

次代を担う子供に、質の高い就学前教育・保育を一体的に提供するため進めてまいりました幼保一体化推進事業につきましては、五條市立認定こども園整備基本計画に基づく3つの認定こども園の整備がまもなく完了する運びとなりました。

みらいこども園、ゆめこども園、きぼうこども園の3つの認定こども園の4月からの同時開園に向け、現在準備を進めているところであります。

また、五條市子育て支援センター「はっぴい」では、令和4年4月から、開所日に日曜日を加えるとともに市外の方まで利用範囲を広げるなど、子育て世帯のニーズに寄り添う取組を進めてまいります。

次に、少子化対策事業についてであります。

本市の出生者数は、令和元年は112人、令和2年は86人、令和3年は103人と年間100人前後で推移しており、少子化に歯止めがかからない状況にあります。

その対策の一環として、昨年に引き続き結婚支援事業を実施するとともに不妊治療に要する経費の支援について、県下最高額まで拡充することにより市民の負担を軽減し、不妊治療に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、ICT教育推進事業についてであります。

国のGIGAスクール構想に基づく1人1台のパソコン端末機器の整備に伴い、今後は各校でのICT機器を活用した学習内容の充実を図り、自宅でのオンライン授業にも対応した学習機会の確保に努めてまいります。

次に、「第2条 安心して定住できるまちをつくる」施策について申し上げます。

始めに、地域公共交通対策事業についてであります。

昨年秋に新庁舎供用開始に合わせた地域公共交通網の再編を実施し、その利用状況等を確認しつつ運行を継続しているところであります。

また、今年度内に令和4年度から令和8年度を計画期間とする「五條市地域公共交通計画（第2次ゴーちゃん交通計画）」を策定予定としております。

今後この計画に基づき、交通環境の利便性向上や地域住民の地域公共交通への理解醸成に向けた取組等を推進してまいります。

また、同じく今年度に策定を予定しております「五條市地域公共交通利便増進実施計画」に基づき、国・県の支援を受けながら、コミュニティバス等の継続的な運行により市民の移動手段を確保してまいります。

次に、防災拠点施設整備協力事業についてであります。

奈良県が本市に計画している大規模広域防災拠点整備につきましては、その整備を着実に進めるため、市としても引き続き、県が実施する用地調査や用地交渉など用地の取得に向けて協力してまいります。

また、県が検討している京奈和自動車道五條西インターチェンジから大規模広域防災拠点を經由し、生子町までの区間とするアクセス道路整備事業につきましては、その事業化に向け県とともに進めてまいります。

今後も、大規模広域防災拠点の整備を着実に進めるため、奈良県と緊密に連携しながら、地元や事業に関連する方々に対し、丁寧な説明に努めてまいります。

次に、「第3条 地域資源を活かした産業のまちをつくる」施策について申し上げます。

始めに、農業の担い手育成事業についてであります。

本市の主要な産業は、農業、林業であります。就農人口は減少傾向にあり、農業の担い手の育成、新規就農者支援、耕作放棄地の抑制が課題となっております。

昨年4月、五條高等学校賀名生分校は、地域との協働により「土に学び、土で育つ」人づくりを目指す教育方針のもと、実学教育を重視した市立西吉野農業高等学校として新たに開校いたしました。

そして本日、同校で卒業式が挙行政され、1期生が巣立っていきました。

市立西吉野農業高等学校を卒業し、5年以上就農する者で、本市に移住して生活する方に対し、桜花住宅を卒業後最長2年間、無償貸与又は民間住宅の家賃の一部を支援するとともに、新生活を開始するための準備に要した費用の一部も支援することにより、農業の担い手を育成してまいります。

これは、全国の高校で初めての取組であります。

あわせて、今年4月以降に就職し、就農後1年を経過していない方で、将来的に本市に定住し自営就農を目指す49歳以下の方に対し、農業従事に必要な資格、物品の購入に要した費用の一部を助成する五條市新規雇用就農者応援補助金を創設し、農業の後継者づくりに取り組んでまいります。

次に、森林整備事業についてであります。

森林環境譲与税を活用し、森林整備や木材利用の推進など林業の振興及び担い手育成に努めてまいります。

次に、ふるさと五條市応援寄附金推進事業、いわゆるふるさと納税についてであります。

本市における今年度のふるさと納税額は、昨年12月末までで1億2千万円を超え、コロナ禍の中、インターネットを利用したふるさと納税も増加しており、毎年過去最高額を更新しております。

本市の魅力为全国に知っていただく好機と捉え、昨年につきポータルサイトの更新追加や、魅力的な商品掲載など、引き続き積極的な取組を進めてまいります。

また、アフターコロナを見据えた新たなにぎわいづくりとして、サイクリングイベント、吉野川の魅力を活用した吉野川活性化イベント、新庁舎のにぎわい広場におけるマルシェなどを実施するとともに、五條市LINE公式アカウントを導入し、世代や市内外を問わず多くの皆様に様々な情報をお届けしてまいります。

次に、「第4条 南部地域の交流拠点となるまちをつくる」施策について申し上げます。

生活を支える道路網等の整備として、市道の改良や橋梁点検を行い、長寿命化に向けた補修・補強工事を計画的に進めるとともに、通学路の安全対策事業を拡充し、児童・生徒の利便性の向上と安全対策に取り組んでまいります。

次に、「第5条 すべての人が社会参加するまちをつくる」施策について申し上げます。

行政サービスにデジタル技術を活用することにより、市民生活の利便性向上につなげ、市民が安心して暮らせるような体制を整備し、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化に向け、計画的に取り組んでいくことが地方自治体に求められております。

こうした中、本市のマイナンバーカード取得率は今年2月6日時点で50.01パーセントとなっており、今年度の目標であった50パーセントを達成することができました。

今後、市民の皆様にはデジタルシステムを活用いただくため、自治会単位等で出張スマホ教室を開催するなど、スマートフォンの利用方法やコンビニでの住民票等の交付方法など、市民に直接利便性をお伝えするとともに、同じ会場でマイナンバーカードの申請の受付を実施するなど、マイナンバーカードの取得促進に努めてまいります。

最後に、行政運営の効率化及び市民活動の創出についてであります。

厳しい財政状況の中、持続可能な行財政運営を進めるため、市役所庁舎跡地の活用や今後の公共施設のあり方について2つの有識者会議を運営し、専門的な知見を

活用しながら検討を進めてまいります。

また、現在保有する未利用地や未利用施設で将来的な利活用が見込めないものにつきましては、売却処分や貸与することで市の財源確保につなげてまいります。

施政方針は以上であります。

### **(提出議案)**

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。

まず、報第1号 専決処分の報告、承認を求めることについて（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきましては、市道の管理瑕疵による車両の損害賠償に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第2号 専決処分の報告、承認を求めることについて（和解）につきましては、五條市役所・奈良県五條総合庁舎職員用駐輪場に車両が突入し駐輪場設備等が被害を被った物損事故に関し、和解することについて、特に緊急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、議第2号 五條市立認定こども園の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、五條市立認定こども園の設置に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、本条例を制定するものであります。

次に、議第3号 五條市空家等の適正管理に関する条例の制定につきましては、市民の生命、身体又は財産の保護等を目的として実施する空家等に起因する危険を回避するための措置等に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第4号 五條市個人情報保護条例の一部改正につきましては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第5号 五條市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正につきましては、行政手続における押印の義務付けを廃止するため、本条例等の一部を改正する

ものであります。

次に、議第 6 号 五條市職員定数条例の一部改正につきましては、五條市立認定こども園の設置等に伴い、職員定数の見直しを図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 7 号 公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員を公益的法人等への派遣の対象とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、人事院規則の改正に準じた規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 9 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等を踏まえた改定を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第 10 号 五條市立中央公民館条例等の一部改正につきましては、指定管理者に係る規定の見直しを行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第 11 号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、基準となる内閣府令の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 12 号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 13 号 五條市立西吉野コミュニティセンター条例の一部改正につきましては、指定管理者に係る規定の見直し並びに管理運営費の節減及び利用の効率化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 14 号 五條市空家等対策協議会条例及び五條市地籍調査推進委員会条例の一部改正につきましては、市の機構改革のため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議第15号 五條市印鑑条例の一部改正につきましては、印鑑登録原票に登録する事項から性別表記を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第16号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第17号 五條市保育の実施に関する条例の廃止につきましては、市立の保育所及び幼稚園が認定こども園に移行することを踏まえ、利用者負担等に係る規定を整理するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議第18号 五條市経営所得安定対策交付金にかかる不適正事務処理に関する第三者委員会条例の廃止につきましては、経営所得安定対策交付金にかかる不適正事務処理についての調査、検証及び審議が終了したため、本条例を廃止するものであります。

次に、議第19号 奈良県広域消防組合理約の変更につきましては、組合議会議員の人数、選任方法及び任期について、同組合理約に所要の変更を行いたいため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議第20号 令和3年度五條市一般会計補正予算（第12号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ5億2,787万7千円を追加する予算の補正及び繰越明許費の追加であり、これらの財源につきましては、地方交付税及び国庫支出金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第21号 令和3年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ6,860万円を追加するものであり、これらの財源につきましては、県支出金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第22号 令和3年度五條市介護保険特別会計補正予算（第3号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ426万2千円を追加する予算の補正



及び繰越明許費の補正であり、これらの財源につきましては、繰入金を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第23号 令和3年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ2,744万1千円を追加する予算の補正及び繰越明許費の補正であり、これらの財源につきましては、後期高齢者医療保険料等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第24号 令和4年度五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額181億7,000万円で、前年度比41億4,000万円の減額となっております。

次に、議第25号 令和4年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額41億320万円で、前年度比6,210万円の増額となっております。

次に、議第26号 令和4年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額350万円で、前年度比90万円の増額となっております。

次に、議第27号 令和4年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額42億1,430万円で、前年度比1億970万円の増額となっております。

次に、議第28号 令和4年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、予算総額4,030万円で、前年度比110万円の増額となっております。

次に、議第29号 令和4年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、予算総額330万円で、前年度と同額となっております。

次に、議第30号 令和4年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、予算総額5億5,770万円で、前年度比6,040万円の増額となっております。

次に、議第31号 令和4年度五條市下水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、下水道事業収益7億5,251万6千円に対し、下水道事業費用

7億5,051万8千円で、当年度199万8千円の税込み純利益を見込んだ次第であります。

また、資本的収支では、資本的収入4億845万9千円に対し、資本的支出7億1,364万3千円であります。

なお、資本的収支不足額3億518万4千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填する予定であります。

次に、議第32号 令和4年度五條市水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、水道事業収益12億8,648万3千円に対し、水道事業費用12億6,265万9千円で、2,382万4千円の当年度税込み純利益を見込んだ次第であります。

また、資本的収支では、資本的収入4億8,842万4千円に対し、資本的支出9億8,899万円あります。

なお、資本的収支不足額5億56万6千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、同第1号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、大西修二委員の任期が、令和4年6月20日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

次に、推第1号から推第3号までの人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、竹原設治委員、坂上圭子委員、堂本操委員の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について議会の意見を求めるものであります。

以上が、この度提出いたしました諸議案の概要であります。